



# SARTRASの組織体制について

一般社団法人  
授業目的公衆送信補償金等管理協会  
(SARTRAS)

窪田 知久

# SARTRASとは

授業目的公衆送信補償金を収受する権利は、文化庁長官が全国を通じて1個だけ指定する団体（指定管理団体）だけが行使できる（著作権法第104条の11）。

2019年1月22日設立の一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS、サートラス）は、同年2月15日に指定管理団体に指定された。

**著作権法第104条の11** 第35条第2項（第102条第1項において準用する場合を含む。第104条の13第2項及び第104条の14第2項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第4号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、**全国を通じて1個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）**があるときは、**当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。**

SARTRASは著作権法第104条の12で、著作者、実演、レコード、放送、有線放送の団体を構成員とすることとなっている。

## ■一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS、サートラス）

▽英語名称：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

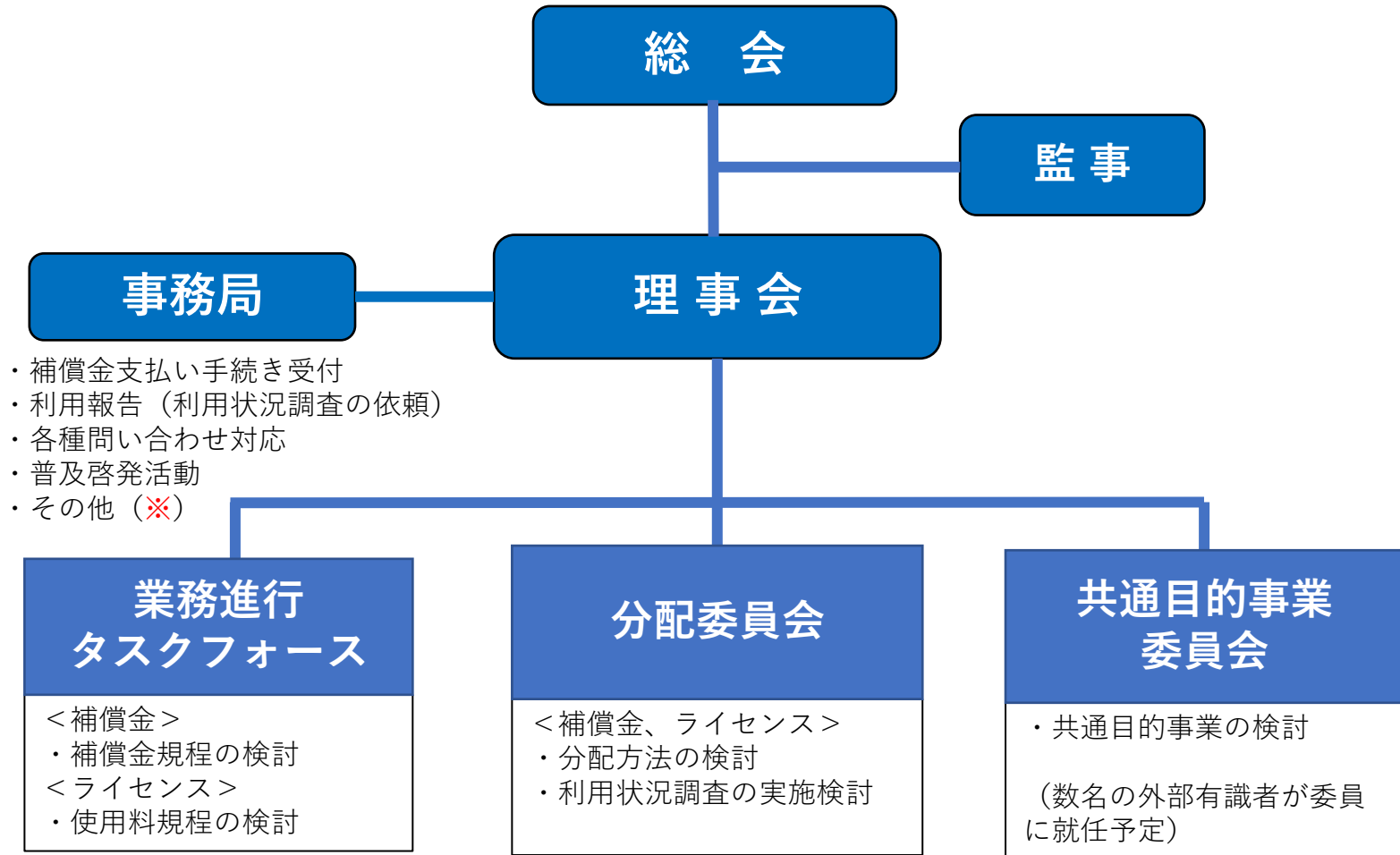
▽理事長：土肥一史（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）

社員	構成団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会 公益社団法人 日本文藝家協会 協同組合 日本脚本家連盟 協同組合 日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会 一般社団法人 日本美術著作者連合 公益社団法人 日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会 一般社団法人 日本雑誌協会 一般社団法人 日本自然科学書協会 一般社団法人 日本医書出版協会 一般社団法人 出版梓会 一般社団法人 日本楽譜出版協会 一般社団法人 日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人 日本音楽著作権協会 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人 日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人 日本民間放送連盟 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長（代表理事）	土肥 一史
副理事長	土屋 俊 三田 誠広
常務理事	瀬尾 太一 窪田 知久
理事	
新聞教育著作権協議会	竹内 敏 竹中 岳彦 福井 明 山下 敏永
言語等教育著作権協議会	金谷 祐子 佐伯 俊道 山本 一彦
視覚芸術等教育著作権協議会	あんびるやすこ 千葉 洋嗣 中島 千波
出版教育著作権協議会	井村 寿人 金原 優 松野 直裕
音楽等教育著作権協議会	椎名 和夫 高杉 健二 増田 裕一
映像等教育著作権協議会	遠藤 理史 田嶋 炎 吉田 一将
有識者	池村 聡 川瀬 真 松田 政行
理事・事務局長	野方 英樹
監事	梅 憲男 長尾 玲子

# SARTRASの組織図

2021年4月予定



※「著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの事務局」を担当

※SARTRASの運営費（人件費、調査費、システム経費、普及啓発費、賃借料等）は補償金収入の管理手数料で賄う

# 4月以降の対応

## ▽補償金等手続き受付システム(TSUCAO)が稼働

- ・ ネット上で手続きが完結
- ・ 操作マニュアルを作成

## ▽事務局態勢を強化

各種の問い合わせについて、事務局態勢を強化して対応

- ①著作物の利用、運用指針の内容
- ②補償金額の算定、手続き受付システムの操作方法

## ▽著作物の利用報告(利用状況調査)の依頼

- ・ 7月以降、教育機関設置者に順次依頼を開始
- ・ 全国の約1000校が対象となる予定

## ▽ライセンス体制の整備

- ・ 補償金制度を補完するライセンス体制の整備

